

飯豊町 出産前後の手続きについて (令和8年4月)



★勤務先に確認すること【社会保険加入者の場合】

(1) お子さんの健康保険証について

早めに父母どちらの扶養に入れるか決めておき、出生後、勤務先の健康保険担当者に手続きを依頼してください。
町に子育て支援医療証を申請する際は、お子さんの健康保険証が必要です。速やかに手続きしましょう。

(2) 出産育児一時金の申請について

出産育児一時金とは、出産したときに、加入している健康保険から50万円が支給される制度です。
出産する医療機関で案内される直接支払制度(健康保険が直接医療機関へ出産育児一時金を支払う制度)の利用に同意いただくと、退院時の金銭的負担を軽減することができます。

なお、50万円を超えた分の出産費用につきましては自己負担となります(加入している健康保険によっては付加給付を行っている場合がありますので、勤務先にご確認ください)。出産費用が50万円を下回る場合は、差額の支給申請ができます。また、直接支払制度を利用しない場合は別途申請が必要です。

※詳細につきましては、勤務先の担当者や加入している健康保険へお問い合わせください。

★飯豊町役場で手続きが必要なこと

住民課 住民室での手続き

詳細については住民室 TEL:0238-87-0511へ

手続き	概要	持ち物
出生届の提出	お子さんが生まれた日を含めて14日以内に提出してください。	・出生届書(出産証明書欄に医師または助産師等の証明があるもの) ・印鑑(任意) ・母子健康手帳
新生児出生連絡票の提出	妊婦健診受診券の中に綴じられています。後日、保健師が自宅を訪問するために必要です。	・新生児出生連絡票
子育て支援医療証の申請	町では18歳までのお子さんの医療費を助成しています。お子さんの健康保険証が発行されたら改めて来庁ください。子育て支援医療証を交付します。	・お子さんの健康保険証
ごみ袋引換券の贈呈	可燃ごみ袋40枚と交換できる引換券をお渡しします。引換期間は発行日から3か月以内です。	・印鑑
【 <u>国民健康保険加入者</u> 】 出産育児一時金の申請	国民健康保険に加入している方が出産したとき、50万円を支給します。直接支払制度を利用した場合で出産費用が50万円を下回る場合は差額を、直接支払制度を利用しない場合は50万円を世帯主あてに支給します。	・国民健康保険証(出産した方のもの) ・通帳(世帯主のもの) ・印鑑(任意) ・母子健康手帳 ・出産費用の領収(明細)書 ・直接支払制度の同意書




※児童手当、赤ちゃんのおむつクーポン券も、出生届時に住民課で申請手続きをします(詳細は裏面参照)

※手続き後、お帰りになる際にメリーズおむつSサイズ1袋をお渡しします。

教育総務課 教育振興室での手続き

詳細については

教育振興室 Tel:0238-87-0519へ

手続き	概要	持ち物
町立認定こども園の入園相談	<p>(1)産休・育休から復職するタイミング等で年度途中から入園を希望する場合は、ご相談ください。</p> <p>※申込から入園まで、おおよそ3か月程度の期間を要しますので、早めにご相談ください。</p> <p>(2)4月に新入園児として入園を希望する場合は、前年10月頃に次年度の申込を受付けます。</p>	<p>入園する時期が決まりましたらご相談ください</p> 

詳細については

健康福祉課 子ども家庭健康室での手続き

子ども家庭健康室 Tel:0238-86-2338へ

手続き	概要	持ち物
児童手当 ※住民課で行います	「18歳の誕生日を迎えた後最初の3月31日まで」のお子さんを養育している方へ、偶数月に支給します。申請月の翌月から支給対象になります。	<ul style="list-style-type: none"> ・父母等受給資格者のうち所得が高い方の通帳と保険証 ・マイナンバーカード
赤ちゃんのおむつ用品 クーポン券支給 ※住民課で手続き・支給します	出生届時に、赤ちゃんのおむつ用品購入に使用できるクーポン券を1年分(48,000円分)支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・本人確認書類
出産費用助成事業 ※健康福祉課へ提出ください	お子さんの出産費用の総額と出産一時金などの差額(保護者の負担分)に対し、お子さん1人につき15万円を上限に助成します。申請には要件があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・退院時の領収書等
妊婦支援給付金(2回目)	赤ちゃん訪問後に、申請書を提出した方へ妊婦支援給付金2回目(5万円)を給付します。 ※新生児出生連絡票に基づいて、おむね1~3か月頃に保健師が自宅へ赤ちゃん訪問に伺います。申請書は赤ちゃん訪問時にお渡します。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・通帳の写し(妊婦支援給付金1回目と振込先が異なる場合のみ)
新生児聴覚検査費助成金	新生児聴覚検査費を2,000円助成します。 (公立置賜総合病院・さくらクリニック・島貴医院以外の医療機関で出産された方は、申請書を赤ちゃん訪問時にお渡します)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・母子手帳の写し ・明細書と領収書の写し
第3子以降多子世帯支援事業	第3子を出産された家庭へ、第3子の出生時と、3歳・6歳の誕生日にそれぞれ10万円を支給します。	個別に通知します

その他不明なことや気になること、妊娠中・出産後にお困りのこと等ございましたら、飯豊町健康福祉課 子ども家庭健康室(Tel:0238-86-2338)へご相談ください。

